

香川県後期高齢者医療広域連合職員人事発令書式規程

平成19年4月1日

規程第7号

(趣旨)

第1条 広域連合の職員に交付する辞令は、この規程の定めるところによる。

(辞令)

第2条 辞令は別記様式によるものとし、発令事項の記載事項は別表に掲げるとおりとする。

第3条 辞令を交付される者の表示は、次に定めるところによる。

- (1) 採用の場合は、氏名のみ表示する。
- (2) 現に職員である者（休職者を除く。）の場合は、その者の職名を表示する。
- (3) 併任の場合は、その者が現に属する職名を表示する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

現所属名		異動の種類	
職名		氏名	
発令事項			
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">任命権者 印</p>			

備考 人事発令書の記載については、次によるものとする。

- 1 「氏名」の欄には、職員の氏名を記入する。
- 2 「発令事項」の欄
  - (1) 発令事項を記入する。
  - (2) 給料は、当該職員の職務の級及び号給又は給料の支給額（再任用にあつては、職務の級）を記入する。
  - (3) 2以上の異動を同時に行う場合においては、当該異動の内容を併せて記入する。
  - (4) 採用、任命換、転職、昇任、臨時的任用等の場合において、(1)の異動と付随して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合は、これを併せて記入する。
- 3 「年月日」及び「任命権者」の欄には、当該人事異動の発令年月日及び任命権者の職氏名を記入し、発令書として交付するものに限り職印を押す。

別表（第2条関係）

種類	記載事項
1 採用	(1) 職員に採用する場合 香川県後期高齢者医療広域連合職員に任命する 事務局・・・課・・・を命ずる  (2) 委嘱（嘱託）する場合 香川県後期高齢者医療広域連合・・・を委嘱（嘱託）する  報酬月額（年額、日額）・・・円を給する 注 期限を付けて委嘱（嘱託）する場合は、「委嘱（嘱託） 期間は 年 月 日までとする」と併記する。
2 昇任	・・・事務局（長）・・・課（長）を命ずる
3 転任	・・・事務局（長）・・・課（長）を命ずる
4 併任	香川県後期高齢者医療広域連合・・・に併任する

	<p>注 期限を付けて併任する場合は、「併任期間は 年 月 日までとする」と併記する。</p>
5 兼務	<p>兼ねて・・・事務局（長）・・・課（長）を命ずる</p> <p>注 兼務を解除する場合は、「兼ねて」を除き、「を命ずる」を「の兼務を解く」とする。</p>
6 職務代行	<p>(1) 上級の職員にその職を保有させたままで下級の職員の職務を代行させる場合</p> <p>・・・事務局（長）・・・課（長）事務取扱を命ずる</p> <p>(2) 下級の職員にその職を保有させたままで上級の職員の職務を代行させる場合</p> <p>・・・事務局（長）・・・課（長）事務代理を命ずる</p> <p>注 職務代行を解除する場合は、「命ずる」を「解く」とする。</p>
7 休職	<p>(1) 休職させる場合</p> <p>地方公務員法第 28 条第 2 項第・号の規定により休職を命ずる</p> <p>休職期間は 年 月 日までとする</p> <p>休職期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の・を給する</p> <p>注 1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 2 号による休職の場合は、休職期間は記載しないものとし、休職期間中の給与には期末手当を含めないものとする。</p> <p>注 2 休職中の給与を支給しない場合は、その旨記載する。</p> <p>(2) 休職期間を更新する場合</p> <p>休職期間を 年 月 日まで更新する</p>
8 育児休業	<p>(1) 承認する場合</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定により育児休業を承認する</p>

	<p>育児休業の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする</p> <p>(2) 期間の延長を承認する場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第3条の規定により育児休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する</p> <p>(3) 承認を取り消す場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す</p>
9 復職	<p>復職を命ずる</p> <p>注 勤務課名及び給料を併記する。</p>
10 降任	<p>地方公務員法第28条第1項第・号の規定により・・に降任する</p> <p>注 職員をその意により降任させる場合は、根拠法令の条項の記載はしない。</p>
11 分限免職	地方公務員法第28条第1項第・号の規定により免職する
12 戒告	地方公務員法第29条第1項第・号の規定により戒告する
13 減給	地方公務員法第29条第1項第・号の規定により 年 月 日から 年 月 日まで給料月額の・分の・を減ずる
14 停職	地方公務員法第29条第1項第・号の規定により 年 月 日から 年 月 日まで停職する
15 懲戒免職	地方公務員法第29条第1項第・号の規定により免職する
16 失職	地方公務員法第16条第・号に該当し同法第28条第4項の規定により失職したことを通知する
17 定年退職	地方公務員法第28条の2第1項の規定により 年 月 日限り定年退職
18 依願退職	辞職を承認する

19 その他	(1) ・・・を命ずる (2) ・・・を解く
--------	---------------------------